

会 議 録

1 会議名

令和4年度 第10回金谷区地域協議会

2 報告（公開・非公開の別）

(1) リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について（公開）

3 議題（公開・非公開の別）

(1) 自主的審議に係る提案について（公開）

(2) 地域活性化の方向性について（公開）

4 開催日時

令和5年2月1日（水） 午後6時から午後8時7分まで

5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

6 傍聴人の数

0人

7 非公開の理由

—

8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：村田敏昭（会長）、川住健作（副会長）、山井広子（副会長）
石川美恵子、大瀧幸治、加藤國治、神崎 淑、小林雅史、高橋敏光、
高橋 誠、高宮宏一、長 和子、平良木美佐江、益田侑季（欠席1人）
- ・ 市役所：施設経営管理室 竹下室長、小関係長
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 滝澤センター長、小池係長、難波主任

9 発言の内容

【難波主任】

- ・ 神崎委員、土屋委員を除く13人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告。

【村田会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：長委員と高橋敏光委員に依頼
次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【滝澤センター長】

- ・配布資料の確認
- ・次第に基づき、議題の確認

【村田会長】

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

— 次第3 報告（1）リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について —

【村田会長】

次に、次第3 報告（1）「リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について」に入る。

この件については、昨年12月16日に発表というか、聞いたかと思う。そして、翌17日の新聞に報道された不正受給のことである。

12月に地域協議会があれば、年内に委員に情報提供ができたが、休会であった。

昨年12月20日に正副会長会議を開き、市の施設経営管理室から説明を受け、他の委員には資料を郵送し、報告したところである。

今年に入って、1月25日に地域協議会の開催を予定していたが、天候の悪化により延期となり、本日の開催となった。

本日は、不正受給の概要を改めて報告したいとのことで、施設経営管理室の職員が来ている。報告願う。

【施設経営管理室 竹下室長】

・挨拶

本来であれば、早急に説明、報告すべき案件であるが、まずもって時間が遅くなったことを謝罪する。

併せて、地域にとってヨーデル金谷は地域の核となっている施設である。

その運営会社において不祥事が起こり、地域住民、利用者に心配、迷惑をかけたことを、施設の所管課、第3セクターの管理課である担当として、深くお詫びを申し上げます。

市として、今現在分かっていること、説明できることを本日はしっかりと伝える中で、金谷区地域協議会委員が今疑問に思っていることについて、真摯に回答したい。

現状からいうと、会社が委託している弁護士によって、不正受給の内容の調査を進めている最中である。

新聞報道にも記事があったが、2月上旬である今週には一定の調査結果がまとまるということである。

会社としても、市としても、まずは不正受給の概要を精査していかなければ、今後の対応がなかなか判断できない状況である。

今月、2月10日（金）に市議会議員が皆集まる市議会全員協議会というものがあるが、全員協議会から現在の進捗を報告してほしいと当課に依頼が来ている。2月10日の全員協議会の中で、弁護士調査の結果、市としての今後の対応、また会社としての対応をしっかりと説明したい。

また、その後、金谷区地域協議会に対しても、改めて時間をいただいて、同様の説明をしっかりとしたい。

皆様方の一番の関心事である、施設の早期再開についても、担当部署としてもしっかりと取組みをしている。

本日は、まだ詳しい内容は申し上げられない状況であるが、2月10日の全員協議会の中では一定の方向性の目途をしっかりと伝えたい。

その際には、会長、副会長にもヨーデル金谷の再開の目途を合わせて、しっかりと説明したい。

以上、現状についてである。これより配布資料の説明を行う。

【施設経営管理室 小関係長】

・当日配布資料No.1により説明

【村田会長】

担当課の説明に質疑を求める。

【高橋敏光委員】

担当弁護士の回答を待って返事、といった話が以前から出ているが、弁護士の回答というものはそれほど重要なのか。

弁護士とは、会社の弁護士であり、市の弁護士ではない。

また、国のほうの弁護士が何の調査をしているのか知らないが、事実関係を話すだけである。事実関係というものは、本人に聞けば分かることであり、市の第三セクターで関わっていると思っているが、弁護士の回答は、1月いっぱいでもう来たのか。

【施設経営管理室 竹下室長】

今現在、会社のほうには調査結果の報告はまだ届いていない。

ただ、上旬ということで、今週くらいを目途に報告書が提出されるということを知っている。

【高橋敏光委員】

2月10日に市議会議員全員協議会があるということだが、この日までには間に合うのか。それも分からないのか。

【施設経営管理室 竹下室長】

今のところ、2月10日には弁護士調査の結果も伝える予定としている。そのため、2月10日の時点では、しっかりとした報告書ができ上がり、その中からしっかりとした事実を説明する予定である。

【高橋敏光委員】

今のリフレ上越山里振興株式会社の資産についてである。

資本金は「600万円」と記載されているが、2019年までは1億2,000万円くらいあったと思う。

いわゆる資産については、建物はもう何もないのか。

貯金額も分からなく、発表もしていない。返還した約700万円をどこから用意したのか知らないが、よく集めたと思っている。

また、取締役で負担すればよいのではないかと、金谷地区もそうであるが、充て職で、私もそれをやっていたことがある。野口前副市長がいた頃は皆、一緒にやっていたため活気があった。

指定管理者というものをそのまま会社を引き継いで、内容を見ずに契約したのだと思うが、資産がなくなったゼロの会社と指定管理者の契約を結ぶことに問題があるのではないかと。

これから返済計画を策定するということだが、返済計画といっても、この事件を行うと指定管理者は外れてしまうのではないかと。指定管理者ではなくなってしまうと思う。

これから策定しようということだが、何もないところに銀行では融資はできないはずであり、融資もできなければ、指定管理者も外れたという状態になると思う。市がそのままやらせるということもおかしい。

やっても、返済能力のない人に融資はしない。本人に聞くと金谷地区にいるが蚊帳の外の話である。

今月の7日にも取締役会があるはずである。そのときまでに弁護士の回答がなければ、よい結果はないと思う。

31日に出された「一部を返還する」といった通知も、金谷地区の充て職の取締役の人には連絡はない。そういった中で連帯責任のようなことを言われても困る。

金谷区町内会長連絡協議会の会長職が、その充て職なのである。金谷区は28町内会があるが、全町内会において「そんな話は知らない」「関係ない」と言って町内会長連絡協議会の会長を助けることはできない。50万円、100万円、1,000万円出してほしい、と言われてもできるわけがない。皆、高齢であるため保証人にもなれない。これが事実だと思う。

会社の指定管理者が外れば、何の会社だかさっぱり分からない。名前だけの会社になってしまう。600万円とはどこにあるのか、何の資産を計算したのか知ら

ないが、建物の資本金を減らせば利益が出ると市で憶測して、そのような格好にしたのだと思うが、資本金が少なくなれば利益は出ると思う。支援金自体も負債のほうであるため。だが、会社自体には何も財産がない。

本当の話をする、このような手続きはせずに、会社更生法を使用したほうがよかつたのではないかと思うが、金谷地区の取締役にはそういった相談や連絡もなかった。これが事実である。

今はこのような手続きをしてしまったが、市では指定管理者を外すのではないかと。そのような会社に任せてはいけないと思う。

5年、6年、7年も赤字であり、資本金を減らしたため何とか利益が出るだろうとやったが、まだ努力の跡が見えない。経営の手段を変えろといったことがない。

まず、指定管理者が外れるのかどうか、返事をしてほしい。

そして、会社の能力というものは、外れるとゼロになってしまう。市がバックアップしなければいけない。

市長の話では、市は会社任せであり、あまり関係したくないといった返事であった。だが「くわどり湯ったり村」は、市長が住んでいるからだと思うが、残したいと言う。地元の人によい顔をしようと思っているのだと思うが、地元から出てきた話から、ほとんど決めることは地元の人たちでやっている。その辺りの話も聞けるようであればお願いしたい。

【施設経営管理室 竹下室長】

可能な範囲で回答する。

まず「リフレ上越山里振興株式会社」との指定管理者の協定書の中では、こういった不正受給、不法行為があった場合には指定管理者を取り消すことができるといった規定はある。

本来であれば、指定管理を取り消して施設管理を他の第三者に頼むといった選択肢は、一つあると考えている。

ただ現在、いろいろな施設の再開に向けた手法を検討している最中であるため、指定管理の取り消しを含めた中で、市がどのように対応するのか、弁護士の調査結果も踏まえて、2月10日の全員協議会の中で説明はしたいと考えている。

若干、補足の部分にもなるが、弁護士への調査の件についても発言があったため、それについても回答をしたいと思います。

今回、弁護士の調査自体が、やはり「関与した人」や「動機」「どのような手順」といったものがしっかりと分かっていかなければならない。最終的に新潟労働局への返還金を当事者等に損害賠償請求するというのが一般的な流れになるかと思うが、損害賠償請求をするためには、それなりの根拠が必要である。そのために今、会社が弁護士に調査を依頼している。

弁護士側も、会社の代理人としての調査ではなく、飽くまでも第三者として、公平、公正な調査を行うための委託に基づいて調査を行っている。そのため、会社の意向が働いた調査というわけではない。

その内容については、当然、市としても、市の顧問弁護士もいるため、いろいろな協議をしながら、まずは会社が頼んだ弁護士の調査を待っている状況である。

あと、もう一点。

今、二つの債務がある。

まず、会社が今、負っているものとして、新潟労働局から総額5,000万円の雇用関係助成金の返還命令を受けている。

これについては、労働局が「会社が不正行為を行ったため、会社が責任を持って返しなさい」といった内容である。

5,000万円の用立てについて、現在、役員の人たちが、例えば、どこかから借り入れする等、資金手当をした中で、まずは労働局への5,000万円の返還を真摯に行っていくといった決議がなされたと私たちは聞いている。

これとは別に、今度は会社が不正受給を行った当事者等に対して、損害賠償請求をするというものである。

その不正行為によって生じた5,000万円であるため、例えば、会社が損害賠償請求をするといった流れが、一般的であろうと思っている。

そこでしっかりと損害賠償請求が会社に入ってくれば、会社の役員が用立てして労働局に返した金額を充当することによって、もしかすると役員たちの負担がなくなるかもしれない。会社の役員会の中でどのように対応するのか自体も、弁護士の

調査結果を待ってどう対応するのか、その決議はまだ役員会ではされていないため、2月7日に開催される役員会の中で、その話も決まってくるのかと考えている。

【高橋敏光委員】

確か、決算時に市の担当者も2人くらい来ている。その他に、取締役のところには野口前副市長がいた。

そういった総会をやっている間に、営業外収益として収入に載せてしまっているが、その時点で誰も発見できなかったのか。

また「リフレ上越山里振興株式会社」の取締役は、当初、誰が決めて、どのような経過であったのか知りたい。

私が充て職を引き継いだときに「私たちは何をすればよいのか」と聞いたところ「簡単である。地区内にヨーデル金谷があるため、代表として会議に出てさえもらえばよい」と。そのようなものであり、取締役になったといっても、承諾書も提出していない。そのため、正式な金谷地区の取締役ではない。

承諾書があれば見せてもらいたい。取締役というものは会社にとって、大変な位置の人物である。そのため、取締役になるのであれば、承諾書等もいるはずである。

こうなってくると、引き継いだときにきちんと承諾書を会社として取っておくべきであったと思う。そして市も、それだけ関わっていたのであれば、どういう関係で今の充て職のようなものを作ったのか。

「会議に出る」といっても、ほとんど責任がないようなものである。今の金谷地区代表で私は行っているが、本当に蚊帳の外である。「別室で待っていてください」と少し話をして、5～10分経って「これから始めます」くらいのものであり、取締役の仕事は何もしていない。

また、助成金の使い道等の説明が、これまで一度もない。

会社の資金がこれだけある、助成金もこれで、どういうふうな助成金も、不正な助成金を使い込んだのかといった使い道の話も、今まで全然出てきていない。何をしたのか、さっぱり分からない。

そのため、刑事事件になるような気もしている。

【施設経営管理室 竹下室長】

四点、質問があったため、順番に回答、説明したいと思う。

まず一点目。

営業外収益で、雇用関係助成金が会社の収入として計上されている。

この案件について、労働局や弁護士等からいろいろな見解をいただいた。

申請書類とそれに伴う書類がペアで一定程度用意されているため、そこを例えば、出勤簿等からの突き合わせをするのはなかなか厳しいといった話は受けている。

担当課としても、まだしっかりとした調査結果を聞いている段階ではないため、飽くまでも推測の部分であるが、例えば、休日とされていた日の帳簿等を全て洗い出し、そこに出勤されたような形跡を見つけて、初めて分かるようなものである。普通に経理や決算書を見るだけではなかなか分からないようなものであり、新潟労働局のような専門家が不正の目を持って見ていかなければ、判断はなかなか難しいといった意見を正直、いただいている。

二点目。

役員がどのように選任されていたのかという部分である。

これも本当に過去からの経過、経緯の部分であると思っている。私たちも聞いた話の部分ではある。

当時、施設を作り、会社を作って、会社を盛り上げていくための中では、地域の方々から役員に参画していただくことが地域にとっての会社になる、といった話の中から、当初から地域の代表者等から役員に就任していただく、といったルール作りが、多分、一定程度、地域等で協議がされた中で、改選時期を見計らって、逆に地域から誰を出していただけるのか、というような決め方で来ていたものと考えている。

取締役の就任については、法務局への登記事項となるため、基本的には役員に就任される方から実印を押してもらった承諾書をいただかなければ登記はできない。それはしっかりと説明をした中で承諾書をいただいて、登記に出しているという状況である。

最後に、お金の使い道の部分についてである。

不正受給をして会社に入ったお金がどのように使われていたのか、そこを調べる

ために、まさに今、弁護士が調査している最中である。

始めの見解の中では、私的流用はなかったと聞いているが、それでは不正に入ったお金はどこに使われていたのか、ということに関しても、弁護士調査の中で明らかになるということである。

【石川委員】

先ほど高橋敏光委員の発言にあった内容は、もっともであり、私たちが聞きたかったことである。

私としても「助成金がどのように使われたのか」「これから施設の従業員達がどうなるのか」等、いろいろと聞きたいが、弁護士からの調査結果が出てこなければ分からないということであるため、何を聞いても仕方がないと思う。

だが一つ、気になることがある。

少し不正を行うと、その後の分も全て不正とみなされる。これは法律で決まっているのか。

例えば、たくさん買い物をして、「一袋だけ」と万引きをした場合、そのまま全部が「全部、万引きです」と言われるような、そういう法律なのか。

実際に不正受給した金額がいくらで、本当に請求した金額がいくらなのか等、そういうことをすごく知りたい。

それにしても、すごい法律が世の中には存在するのだと思い、本当にあっけに取られている。

【施設経営管理室 竹下室長】

これは国の補助金としての事業である。

雇用関係助成金を労働局に申請する際には「もし不正が分かった場合には全額返します」「分かった以降は資格が剥奪される」といったことはチェックリストとして、それが分かった上での申請書類の提出となっているような状況である。

例えば、不正受給したお金をしっかりと返さないルールを設けて、結果として不正が分かった際、「どれだけのお金を返せばよいのか」という話になった時に、「適正な部分をいただいて、不適正な部分だけ返しなさい」という話であれば、多分、分からなければ本当に不正の部分だけ返すような話になる。そのため、そういった

仕組みであると、誰でも助成金を使用してしまうような制度になってしまう。

そこは、そういった不正を抑止するための制度を作っていかなければいけないと思う。受給資格がなくなって、本当に不正という行為をした以降は全部返さない、といった制度になったということで、私たちは考えている。

【石川委員】

説明は分かった。

確かにそうだが、しかし、それはきちんと調べれば分かることだと思う。

それを私がこの場で言っても仕方がないことであるが、どうしてこのような金額になったのかと思っている。

それ以降、皆そのように認められるということが、腑に落ちない。

だが、世の中そうなっているのだと、よいことを教えてもらったとは言いたくない。

すごく、もやもやしたものが残る。

【施設経営管理室 竹下室長】

若干、補足の上、説明する。

新型コロナウイルスが流行り、次々と民間事業者の経営、特に飲食関係が厳しくなる中で、国としても事業者の倒産を防ぐための苦肉の策として、申請書類を簡素化する、紙ではなく電子データで申請できるといった、早く会社に資金が渡せるような制度設計に移ってしまった部分がある。

ただ、そういったことを行くと、お金を出すことだけに労力を取られてしまい、しっかりとした審査ができないことをカバーするために、チェックリスト、不正をした場合には厳しい罰則が起きるといった、まさに踏み絵のようなかたちの制度であったのではないかと考えている。

【高宮委員】

説明はよく分かった。

ただ、先ほど説明のあった経過の概要を見ると、4月14日に活用して、8月に入ってから労働局の調査が来たとある。

普通、会社に勤めていると、担当者が状況を説明のうえ、制度を活用したい旨の

文書を書いて上司に上げると思う。そして、上司は取締役会を開いて「こういう制度ができたため、申請することを了承してほしい」と、トップの了承をいただいて、初めて労働局に書類を出すかたちが普通だと思う。

別紙2の説明を見ると「会社の担当者」とあるが、この担当者は役員ではないと思う。一般社員だと思うが、市役所はそういう仕事をしているのか。

上司からの許可を貰わずに自分勝手に申請をして助成金を受け取り、それが「おかしい」といわれて、後日、会社の社長に報告しているが、会社ではないのではないかな。

この辺の組織というものは、資料の説明になく分からない。また、記載されている担当者が「取締役」なのか、「一般社員」なのか、誰がやったことなのか分からない。

この辺はどうなっているのか。

【施設経営管理室 竹下室長】

何度も申し上げるようだが、そこをまさに調べているのが弁護士の調査である。

【高宮委員】

弁護士よりも、あげていった市役所が一番の株主だと思う。そこが分からないということは、おかしいと思う。

【施設経営管理室 竹下室長】

市が報告を受けたのは、不正受給があった、まさに10月21日である。

指摘されている「会社の担当者」は、概要の9月下旬に記載されている「会社の担当者」のところかもしれないが、これ自体は市の職員ではない。「リフレ上越山里振興株式会社」の担当者ということであり、そこは弁護士調査の結果で分かるかと思う。

【高宮委員】

本当に担当者であれば、平社員が文書を作ってあげているようなものである。そういう組織なのか。この会社の組織図を出してもらいたい。

【施設経営管理室 竹下室長】

本日は、持ち合わせていないため、出せる資料なのか否かも含めて確認し、再提

出の必要があれば提出したい。

若干、補足する。第三セクターという会社の弱点というか、脆弱なところが、まさに高宮委員の発言にあった部分である。

これが一定程度の従業員がいるような企業であれば、例えば、複数の目でチェックするといったところが成り立つが、一施設を運営するための会社の場合、どうしても必要最低限の人数になってしまう。そこが私たちとしても、第三セクターという組織体としての大きな弱点ではないかと、改めてこういったことが起こったことにより、正直、実感はしている。

【高宮委員】

これは本当に、一般の平社員が勝手に書いて提出したように思える。それを後から決定権のある上司に報告しているように思う。

私たちも市役所に申請書を出すにしても、町内会長が町内会長の判子を押している。でたらめに判子を押しているわけではなく、責任をもって押している。

そういったものが「組織」だと思う。

【村田会長】

他に質問等あるか。

【高橋誠委員】

大変、難しい話でよく分からないところもあるが、調査は進んでいるため、その時点で再質問していきたいと思うが、いくつかお聞きしたい。

現在、1月5日から施設が休業している。この施設には従業員やパート等、働いていた人がいるが、その人たちの休業補償はどうなっているのか。

次に、施設の建物についてである。

例えば、休業が1か月、2か月と延びることによって、施設内の食材等の腐敗等が考えられるが、その点を今どのようにしているのか。

そして、休業補償をしているのであれば、その費用をどこから支払っているのか。

以上、三点を確認したい。

【施設経営管理室 竹下室長】

1月5日からヨーデル金谷とくわどり湯ったり村を休館している。

正社員については、変形労働時間というか、忙しい時には休みなく働いて、暇な時にまとめて休みを取るような事業形態である。

年度を通して、今は有給を当てていただいている。また、市として建物の維持管理をしていただく必要がある。

現在、1月5日から休業しているが、給料のサイクルが「11日から10日まで」のサイクルであり、正社員については、2月10日まではしっかりと100パーセントの給料が出るよう状態で保っている状況である。

ただ、非常勤の方々については、今は仕事がないため、大変心苦しいが、現在は休んでいただいている。

建物の維持管理については、施設を休館していても、使用、維持管理していなければすぐに傷むものであるため、今は正規の従業員の人たちから毎日、施設に出ていただいて、建物の維持管理をしっかりといただいている状況である。

【高橋誠委員】

「パートだから」と言われてしまうとそれまでであるが、やはり本人たちが悪いわけではないため、そこも一つ、寛大な処置を要望したい。

【村田会長】

・他に質問等ある委員の発言を求めるがなし。

今は、不正受給について、関心を持って質問等して返答をいただいた。

それと並行して、金谷地区では「ヨーデル金谷」はなくてはならない施設である。これがどのようなかたちで運営再開になっていくのか、ということのほうが、重大であると個人的には思っている。

ことのあらましが解明するまで運営が再開できないのか、解明した場合、結果により運営再開が影響を受けて、例えば、1か月の休業のところを2か月、3か月と伸びてしまうのか、気になる。そういうことでは、地域としては納得ができない。早く再開の道を築いていただくことが、行政へのお願いというか、意見である。

そのことも並行して、二兎を追ってほしいと考えている。

【施設経営管理室 竹下室長】

担当課としても、微力ながら「調査の解明」と「施設の早期再開」を両輪で回し

ている状況である。

2月10日の全員協議会の中で、調査の概要と施設等に対する今後の対応について、まずは市としての考え方を、議会を通して市民にしっかり伝えていきたい。

【村田会長】

委員より熱心な質問等をいただき、予定時間を超過しているが、担当課から返答、説明をいただき感謝する。

【施設経営管理室 竹下室長】

貴重な時間をいただき感謝する。

担当課としても、真摯に対応したい。

また、都度、地域協議会にも報告し、意見も踏まえながら、しっかりと対応していきたい。

【村田会長】

以上で、次第3 報告(1)「リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について」を終了する。

(施設経営管理室 退席)

— 次第4 議題(1) 自主的審議に係る提案について —

【村田会長】

次に次第4 議題(1)「自主的審議に係る提案について」に入る。

この件については、1月19日付けで高橋誠委員から自主的審議に係る提案書が提出された。

本日は、高橋誠委員より提案内容を説明いただき、意見交換を行った後、自主的審議事項として取り上げるのか採決を取りたい。

まずは高橋誠委員より説明願う。

【高橋 誠委員】

・当日配布資料No.3により説明

まず、提案書を提出した考え方について説明する。

地域にある「ヨーデル金谷」の営業再開が遅れることによって、従業員の給与保障、職員の離職及び施設管理の放置等による損傷が懸念されることから、一日も早い「ヨーデル金谷」の営業再開を要望するために提案した。

だが、本日の担当課の説明を聞いて、従業員の給与や施設管理については、提案書の目的はある程度、達しているのかという感じを受けている。

しかしながら、「ヨーデル金谷」が今後、もしも廃止や取り壊しとなったときには、結局、地域として意見書を出す必要があるのではないかと改めて考えた。

まず、金谷地区公民館の誘致をあの場所に持っていったということは、少なからず「ヨーデル金谷」の影響があるのではないかと、ということ。

例えば、現在、観光物産館が停止というか、廃止となっているが、観光物産館をあの場所に持ってくる事ができれば、さらにあの辺りが金谷山の観光に一役担うのではないかと考えている。

そして「リフレ上越山里振興株式会社」の会社設立時に、おそらく地域住民から出資を受付けたと思う。それによって、第三セクターが設立したわけである。これ自体が地元の主体の表れではないかと個人的には考えている。

私が提出した提案書は「早期再開」といううたい文句ではあるが、もう少し突っ込んだかたちで、廃止や取り壊しにならないような意見書を地域協議会として提出してはどうかと考えている。

【村田会長】

- ・高橋誠委員の説明に質疑を求めるがなし。

私も先ほどの報告の最後に、市に対して「両輪を並行して進めてほしい」と言葉で要望した。

だが、やはり行政であるため、文書や書面等のほうが影響は大きいのではないかと思う。

施設経営管理室の竹下室長も「一日も早い再開を」という気持ちを込めて、業務に精励するとは言っていたが、地域の声は何もないということもどうなのかと考える。

地域の声を私たち地域協議会が代弁していくことが役割の一つかと、高橋誠委員

の説明を聞いて改めて認識をしているところである。

【小林委員】

これを地域協議会から意見書として出せる、最速の時間軸はどのような感じなのか。

【村田会長】

2月は、22日に第11回の地域協議会を予定している。

後ほど事務局からの説明を予定していたが、可能であれば3月の地域協議会については、来年度の「地域独自の予算」に係る議会対応等があるため、委員の了解が得られるのであれば休会にしたいと考えている。

だが、自主的審議を進めるために必要であれば、事務局と相談をして、早いうちに提出できるような段取りを取ることができればよいと思っている。

【小林委員】

2月10日の全員協議会の結果について、2月の第11回金谷区地域協議会で説明に来ていただけるようにするのか。

本当であれば、タイミングとしては全員協議会の前にそういった意見書が金谷区から出ていることが一番ふさわしいと思うが、それは無理な話だと思う。

当然、地域協議会で議論した上での話にはなるが、意見書を提出するのであれば、早いに越したことはないと思う。

次回、2月の地域協議会で弁護士からの意見、全員協議会での意見について地域協議会で説明をいただいた上で、話し合っ決めてのだとすれば、3月に会議を開催するのか、4月以降という話になると思う。その時間軸が一番気になる。

【村田会長】

2月10日に全員協議会、そして弁護士からの記者会見等が2月初旬に行われる見込みである。

その結果によって変化することもあるかもしれないが、例えば、本日この場で自主的審議事項として取り上げることに同意が得られるのであれば、次回の2月22日の地域協議会の議題とすることができる。

だが、もう少し様子を見たほうがよいといった意見があれば、また話は変わって

くる。他に意見等あるか。

【石川委員】

本当に「ヨーデル金谷」が大変なことになりそうだと分かったのであれば、早くしなければならぬと思う。だが、2月10日を過ぎなければ見通しが分からない。

今後の見通しが分かる前に意見を出したほうがよいのか分からないが、本当に施設がなくなりそうになるのであれば、いろいろな方法での提案はたくさんあると思う。

現状としては、2月10日を過ぎなければ、何も分からないような感じがする。

【村田会長】

小林委員の発言にもあったように、公の会議等に「金谷区からこのような意見書が出ている」ということはよいことだと思う。

ただ情勢を聞くことを待っているだけでは、役割等、何も無いような気がしないでもない。

施設に残ってもらいたいと思ひ、あったものが再開することは普通というか、そう願ってほしいと思ひているが、黙っているほうがよいのか、という話になるような気もする。

地域の声を代弁することが地域協議会の役割の一つだという認識をしている。

では「ヨーデル金谷」の早期再開について、自主的審議事項とするか否かについて、採決を取る。

自主的審議事項とすべきという委員は挙手願う。

(全員挙手)

採決の結果、「ヨーデル金谷」の早期再開について、自主的審議事項とすることとする。

今後の進め方については、時間的なこともあるため、正副会長と事務局で相談したいと思う。

以上で、次第4 議題（1）「自主的審議に係る提案について」を終了する。

— 次第4 議題（2）地域活性化の方向性について —

【村田会長】

次に、次第4 議題（2）「地域活性化の方向性について」に入る。

前回の会議では、金谷区の「地域活性化の方向性」について、出席の委員よりいただいたアイデアの補足説明をしていただいた。

本日は、方向性の構成要素や見出し等について、詳細を詰めるため2班に分かれてグループワークを行いたいと思う。

事務局より説明を求める。

【難波主任】

・参考資料により説明

グループワークの後、話のまとめり具合に応じて、各班の発表をするかどうか、相談したいと思う。

【平良木委員】

アイデアは既にかなり出てきているため、同じことをかたちを変えて行うことは、進歩がないように思う。

行うことはよいが、考える方向として、私たちがそれぞれにアイデアを考えると、「構成要素」について、個々に捉え方が違うことをすごく感じる。

参考資料の第8回地域協議会の資料No.1を見ると、例えば「自然にはどういう特性があるか」について、3番や8番の人は中身について挙げている。「こういうものがある」「こういう魅力がある」といったことに重点をおいている。

私は、13番であるが、活性化の具体的な方策をどうするのか、ということに重点を置いて考えてきた。

皆、違うように構成要素を捉えていては、話が寄ってこないと思う。

皆、アイデアはたくさんあると思う。

一段階上げるためには、どういう方向で考えたらよいのか。

これを提案した人は「構成要素」をどういうものとして捉えているのか教えてほしい。

【神崎委員】

私も同じように、すごく疑問に思っている。

私は「構成要素」を「今あるもの」だと思った。

だが、第8回の資料を見ると、「これから欲しいもの」を書いている委員もいる。

どうすればよいのかと思っている。

【難波主任】

「今あるもの」を生かしていく方向性で書くこともありだと思ふ。

まだ達成していないものを、希望として・スローガンとして掲げていくことも、やり方としてはありだと思ふ。

【小林委員】

参考資料としていただいている名立区、牧区、頸城区等の「地域活性化の方向性」は、これが完成形で提出されたということなのか。

【難波主任】

基本的には、今出ているものが完成形だと聞いている。

【小林委員】

区によっても、かなり違っている。

抽象的なことだけを書いている区もあれば、具体的に「何がしたい」ということに触れかけている区もある。

私は、どちらかというところ、具体的なアクションプランをイメージしながら考えているため「今あるもの」「今後こういうことになるよ」といった、ビジョンも含めて、融合で次のステップを見ていたわけである。神崎委員や平良木委員の発言にもあったように、「今あるもの」が構成要素ではないか、という話になると、もちろん、それをいかして次はどう進むのか、ということも含めてとなる。例えば、名指しで否定するわけではないが、名立区の「地域活性化の方向性」に対しては「ここから先の具体的なプランはどうなのか」ということをすごく思ってしまう。

そのため「どこまで欲しいのか」ということがある。

実際に次に行くアクションプラン、これの次に「具体策を出せ」とくるのか、これで終わりであり「これを基にそれぞれのまちづくりを行ってほしい」「はい、スタート」となるとすると「何ができるのか」という話になると思ふ。

正直、やはりある程度は、今あるものをこの場で協議した上で将来像を共有化して「こういうものを要望すればよいのではないか」「今できることは、こういうことがあるのではないか」というそういった中、長期的なビジョンまで作るべきなのではないか、と思っている。

【山井副会長】

先日の正副会長での事前協議の時にすごく心配していたが、参考資料の第8回地域協議会の「構成要素」の中を見ると、「ヨーデル金谷」と書いている委員が多くいる。

「ヨーデル金谷」のことがまだはっきりしない段階というか、今、やはり具体的にあるものという「ヨーデル金谷」だと思う。

私もどうなのかと思っているところがあった。考えが出にくいのではないかとと思うところはある。

【平良木委員】

市側として、提案する側としては「こういうもの」というものはないのか。

例えば「地域活性化の方向性」を作るために「こういうことをしていきましょう」「具体的にこういうことをやることによって、最終的にこういうことを目指していきましょう」と私は捉えた。

市も提案している人はそういうことを考えたのか。

【村田委員】

市が提案するのではなく、金谷区が提案するものである。

【平良木委員】

中身は、私たちが提案するものであるが、これを作りましょうと提案した人の考えのことである。

【神崎委員】

どういうものが理想としてあるのか、ということ。

三和区や名立区のものが理想なのか。そういうものを作ればよい。

【滝澤センター長】

今年の春頃、新しく市のプロジェクト等の話をした中で、「地域活性化の方向性」

の作成も今年度、新たにお願いしたものになる。

以前、資料を配布して説明してあるが、この間、時間の経過や、複数回に分かれていろいろと議論してきたということもあるので、今一度、資料でお願いしてきたことを説明する。

作成の目的として、現時点では「委員間の認識の共有」「地域協議会と市の認識の共有を図る」、あとは「市の取組の参考にしたい」ということに留まっている。

また、内容として「現在のもの」なのか「目指すもの」を書くのかについても、例示的な説明になるが、幅広い分野の中から各区（金谷区）の個性、特性をいかすことで、地域の活性化につなげるようなものを構成要素として書いていただく。また、地域の課題解消や現在の状態をさらによくすることで地域の活性化につながるもの。構成要素については、多くて五つくらいということをお願いしている。

【難波主任】

これよりグループワークを開始してほしい。

— グループワーク（約30分） —

【村田会長】

会議を再開する。

次回も引き続きグループワークを行い、各班の発表はその際に行うこととする。

以上で、次第4 議題（2）「地域活性化の方向性について」を終了する。

— 次第5 事務連絡 —

【村田会長】

次に、次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【滝澤センター長】

- ・ 次回協議会：令和5年2月22日（水）午後6時から 福祉交流プラザ
- ・ 当日配布資料：金谷区地域協議会だより 第52号
板倉区、大湊区地域協議会の意見書
ウィズじょうえつからのおたより

【村田会長】

先ほど委員に諮った、自主的審議事項の審議が今年度の締めくくりである2月22日の第11回地域協議会にかかってしまうが、それまでにどのようなかたちで諮ることができるのか、正副会長と事務局で相談をしたいと思う。

的確な時期にできるような運びで、相談、打合せしたいと思っている。

- ・会議の閉会を宣言

10 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。